

監査報告書

令和5年5月15日

公益財団法人 九州先端科学技術研究所
理事長 貫 正義 様

監事 徳留 正幸



監事 山内 徳一



私たち監事は、当財団の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条第1項（同法第197条において準用する第99条第1項）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律施行規則第33条第2項の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、当財団の事務所において業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法によって、当該年度にかかる事業報告及びその附属明細書を監査しました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当財団の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等は、当財団の財産及び損益の状況のすべての重要な点について適正に示しているものと認めます。
- (3) 科研費などの研究費不正防止に関する取り組みについて、適正に実施されていることを確認しました。

以上